

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成22年8月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第30号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（平成21年6月12日京都市条例第8号）中京都市錦林児童館及び京都市錦林学童保育所に関する部分の施行期日は、平成22年9月1日とする。

（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）